

参考配布

平成 27 年 4 月 14 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、岐阜労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、岐阜労働局が配布した資料です。

岐阜労働局 発表
平成27年4月14日(火)

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課	
	需給調整事業室長	しのはら 保徳
	需給調整指導官	さきこう 酒向 一人
	電話	058-245-1312
	FAX	058-245-3105

一般派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

岐阜労働局（局長：本間 之輝）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む一般派遣元事業主に対して、本日、同法第14条第2項の規定に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項の規定に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 上記命令に係る一般派遣元事業主について

1. 事業主名称 株式会社フジコン
2. 代表者 代表取締役 勝股 欣造
3. 所在地 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 1366-1
4. 許可番号 般 21-300097
5. 許可年月日 平成18年7月1日

第2 処分理由及び処分内容

1. 処分理由

- (1) 株式会社フジコンは、平成26年7月1日付で厚生労働大臣が付した一般労働者派遣事業許可条件に違反し、平成27年1月13日時点において、健康保険及び厚生年金保険（以下、「社会保険」という。）の適用基準を満たす少なくとも28名の派遣労働者を社会保険に加入させておらず、また、同日時点において、雇用保険の適用基準を満たす少なくとも2名の派遣労働者を雇用保険に加入させていなかったこと。
- (2) 株式会社フジコンは、一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請時である平成26年3月19日において、社会保険に加入させていない派遣労働者が少なくとも12名おり、雇用保険に加入させていない派遣労働者が少なくとも1名いたにもかかわらず、社会保険や雇用保険に未加入の労働者はいない旨を記載した偽りの一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書を提出することにより、労働者派遣法第10条第2項の規定による許可の有効期間の更新を不正に受けたこと。

2. 処分内容

(1) 労働者派遣事業停止命令について

労働者派遣法第14条第2項の規定に基づく平成27年4月15日から平成27年5月14日までの間、労働者派遣事業の停止を命じる。

(2) 労働者派遣事業改善命令について

以下のとおり、労働者派遣法第49条第1項の規定に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

- ① 株式会社フジコンは、締結済みの契約等についてその名称の如何を問

わず、労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講じることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に雇用保険や社会保険の加入について重点的に点検すること。

- ② 上記（理由）の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過及びその原因を明らかにした上で、再発防止のための措置を講ずること。
- ③ 労働者派遣法及び職業安定法等の労働に関する法律に違反することのないよう、確実な方法により法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに、自らが実施する労働者派遣事業及び職業紹介事業の全体における遵法体制の整備を図ること。

以上

< 参考条文 >

労働者派遣法(抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。
- 五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

(許可の条件)

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第四号から第七号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法 の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（改善命令等）

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項及び第 23 条の 2 の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改替その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第五十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 三 偽りその他不正の行為により第五条第一項の許可又は第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者